

公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、佐賀県内で生産される青果物（以下、単に「青果物」という。）の安定的な生産出荷の推進、野菜及び果樹農業者の経営の支援に関する事業、その他青果物の生産から流通加工及び需要の拡大に至る事業を行い、地域経済の発展及び佐賀県内外の消費者の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野菜価格安定対策事業等の契約並びに当該事業等に必要な資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 野菜の価格が著しく低落した場合等に、生産農家の経営安定を図るための価格差補給交付金等を交付する事業
- (3) 特定果実（果樹農業振興特別措置法に規定する「特定果実」をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (5) 果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し、当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (6) 青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、野菜及び果実の生産及び出荷の安定に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号の事業は佐賀県において、また同項第6号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する次に掲げる個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員となつたものをもって構成する。

(1)正会員

- ア 佐賀県内に主たる事務所を有する農業協同組合
- イ 佐賀県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する農業協同組合中央会及び農業協同組合連合会
- ウ 佐賀県
- エ 佐賀県内市町
- オ 公益財団法人中央果実協会（以下、「中央協会」という。）

(2)準会員

- ア 青果物加工業者
- イ 相当規模生産者（野菜生産出荷安定法施行規則に規定する「相当規模生産者」をいう。）
- ウ その他本会の目的に賛同する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 本会は、前項の規定により承認したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動等に経常的に生じる費用に充てるため、毎年度総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、会員がその資格を喪失した場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、本会は、総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会においてその決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、除名の決議があつたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集は、その開催日の1週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席者のうちから選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、代理人に委任して議決権を行使することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行使しようとする正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入して、これに記名押印のうえ、総会の会日の前日までに、本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により代理人に議決権の行使を委任し、又は書面により議決権を行使する正会員は、第17条の規定の適用については、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事と

し、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第20条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第27条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が選任し、及び解任する。

4 事務局長以外の職員は、理事長が選任し、及び解任する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 業務方法書の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(5) 重要な財産の処分及び譲受け

(6) 多額の借財

(7) 重要な使用人の選任及び解任

(8) 前各号に掲げる事項のほか理事長が必要と認めた事項

(9) その他この定款において定めた事項

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事のうちから選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第34条 本会の資産は、基本財産、交付準備金及びその他の財産とする。

2 その他の財産は、基本財産及び交付準備金以外の財産とする。

(基本財産)

第35条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産

(2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その一部又は全部を処分し、及び除外するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(交付準備金)

第36条 交付準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 地方公共団体及び中央協会から交付準備金に充てることを指定して交付された補助金

(2) 指定果実出荷事業者及び会員からの負担金

(3) 交付準備金の造成に充てることを指定して寄附された財産

(4) 独立行政法人農畜産業振興機構から生産者補給金等として交付された助成金

(5) 前各号に掲げる財産の運用により生じた利益

2 交付準備金は、補給金等の交付に充てる場合及び業務対象年間の終了時に負担金を払戻しする場合並びに補助金を返還する場合を除き、これを取り崩してはならない。

(入会預り金)

第37条 本会は、本会の財政基盤の強化のために、この定款の施行前に入会に当たって会員から預け入れられた資金を、入会預り金として管理する。

2 前項の入会預り金の管理及び処分の方法は、総会の決議により別に定める入会預り金規程によるものとする。

3 入会預り金の運用により生じた利益は、本会の管理運営に要する経費に充てる。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(業務方法書)

第42条 第4条各号に掲げる事業の実施については、野菜に関する事業及び果実に関する事業ごとの業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書の制定及び変更は、佐賀県知事の承認を受けなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、佐賀県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく佐賀県知事へ届け出なければならない。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長(代表理事)は織田博吉、専務理事(業務執行理事)は江原正とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。